

計画素案概要

● 福岡県感染症予防計画（第5版）素案の構成

策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ◇感染症の脅威から県民を守る。 ◇感染症対策の基本的な方向、取組を進めるために各主体が果たすべき役割を示し、感染症対策を総合的に推進する。
--------------	--

感染症予防推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ◇事前対応型行政の構築と福岡県感染症対策連携協議会 ◇県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 ◇人権の尊重 ◇健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 ◇特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保 ◇予防接種の推進
-----------------------	---

各論	
第1	発生予防
第2	まん延防止
第3	医療提供体制
第4	移送体制
第5	宿泊療養体制の確保
第6	外出自粛対象者の療養生活環境整備
第7	総合調整・指示の方針
第8	感染症対策物資等の確保
第9	情報の収集、調査・研究
第10	病原体等の検査能力向上
第11	人材の養成・資質の向上
第12	保健所体制の確保
第13	知識の普及・患者等の人権の尊重
第14	緊急時における対応
第15	その他
第16	目標

各主体及び県民等の果たすべき役割	
県	福岡県感染症対策連携協議会を設置し、総合的・計画的に感染症対策を推進。保健所等の体制整備。人材確保・派遣・受入体制の構築。情報集約、地方公共団体間調整、業務の一元化等の対応により保健所設置市等を支援。
保健所設置市	各市の予防計画に沿って感染症対策を行うことから、予防計画を立案する段階から県と相互に連携して感染症対策を実施。
市町村	予防接種の適切な実施。知識の普及。自宅療養者等の療養環境の整備、感染状況等の情報提供や相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症対策を実施。
県民	正しい知識の習得。個人における感染症の予防。患者等の人権の尊重。
医師等	患者の理解の下での良質・適切な医療の提供。施設内感染の防止措置。行政機関の施策や感染症医療の実施についての積極的な協力。
獣医師等	行政機関の施策への積極的な協力。動物取扱業者における知識及び技術の習得や動物等の適切な管理等。

● 福岡県感染症予防計画（第5版）素案の概要①

第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項（資料2-2 P6～）

- ・ 感染症発生動向調査を中心に、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握に努める。
- ・ 国、検疫所、地方公共団体、医師会等の関係団体の連携体制を構築する。
- ・ 感染症危機事象発生時における感染症対策の実施のため、平時から福岡県感染症危機管理対策委員会を開催する。

第2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項（資料2-2 P9～）

- ・ 感染症発生動向調査等による情報の公表等や、積極的疫学調査を的確に行う。

第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項（資料2-2 P13～）

- ・ 後述（本資料 P6～7）

第4 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項（資料2-2 P17～）

- ・ 感染症の患者の移送について、保健所、消防機関、民間移送機関等との役割分担を図る。
- ・ 県の区域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、あらかじめ近隣の都道府県等と協議する。

第5 宿泊療養体制の確保に関する事項（資料2-2 P18～）

- ・ 自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐとともに、療養者に対して適切な医療を提供する観点から宿泊療養体制を整備する。
- ・ 民間宿泊業者等と宿泊療養の実施に関する協定を締結し、平時から宿泊療養施設の確保を行う。
- ・ 感染拡大時には、病床の逼迫を防ぐことを目的に病院への搬送基準の見直しや宿泊療養施設における医療提供の方法・体制について見直しを行う。

● 福岡県感染症予防計画（第5版）素案の概要②

第6 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 （資料2-2 P19～）

- ・健康観察は、第二種協定指定医療機関や医師会・薬剤師会・看護協会の他、民間事業者への委託や市町村の協力を得ながら、体制を確保するよう努める。
- ・民間事業者への委託や市町村の協力を得ながら、食料品等の生活必需品等を支給するなど生活支援を行う。
- ・高齡者施設等や障がい者施設等において、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を確保する。

第7 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項（資料2-2 P20～）

- ・知事による総合調整は、平時でも感染症対策の必要がある場合に、感染症対策全般を対象に、保健所設置市の長、市町村長、関係機関に対して幅広く行う。
- ・確保病床に円滑に患者が入院できるように、流行初期から、医師会等医療関係者の協力を得て、広域的な入院調整を行う本部の設置を検討する。

第8 感染症対策物資等の確保に関する事項（資料2-2 P21～）

- ・平時から個人防護具の流通備蓄体制を構築し、これを迅速に活用する体制の構築に努める。

第9 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項（資料2-2 P21～）

- ・情報の収集等は感染症対策の基本であるため、国と連携して医療DXを推進し、情報の収集、分析及び研究を積極的に推進する。
- ・感染症指定医療機関の医師は、電磁的方法で発生届を提出し、その他の医療機関の医師も電磁的方法で届け出るよう努める。

第10 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項（資料2-2 P22～）

- ・一般の医療機関や民間検査機関等において検査等措置協定を締結し、平時から計画的な準備を行う。
- ・保健環境研究所等の検査体制等の維持、管理を行う。

● 福岡県感染症予防計画（第5版）素案の概要③

第1-1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項（資料2-2 P23～）

- ・ 第一種及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関は、研修・訓練の実施等により体制強化を図ることが重要。
- ・ 医師会等の関係団体は、平時から感染症に対応した連携体制の構築、感染管理の専門性を有する人材の養成に努めることが重要。
- ・ 市町村保健師への研修を実施し、感染症に関する人材の育成及び協力・連携体制の構築に努める。

第1-2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項（資料2-2 P24～）

- ・ 外部人材の活用も含めた必要な人員確保、受入体制整備等を通じて健康危機発生時に備え、平時から計画的に体制を整備する。

第1-3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項（資料2-2 P25～）

- ・ 感染症の予防又はまん延の防止のための措置を行うに当たり、人権を尊重して適切に対応するよう努める。

第1-4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国及び地方公共団体連絡体制の確保を含む。）に関する事項（資料2-2 P26～）

- ・ 緊急時における具体的な医療提供体制や移送の方法等についてマニュアル等で定める。

第1-5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項（資料2-2 P27～）

- ・ ワンヘルス・アプローチに基づく動物由来感染症対策や薬剤耐性対策等の推進を図る。
- ・ 結核や後天性免疫不全症候群、インフルエンザなど特に総合的に予防のための施策を推進することとされている特定の感染症については、本計画のほか、国の定める特定感染症予防指針に即し、取組を進める。

第1-6 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項（資料2-2 P29～、資料3）

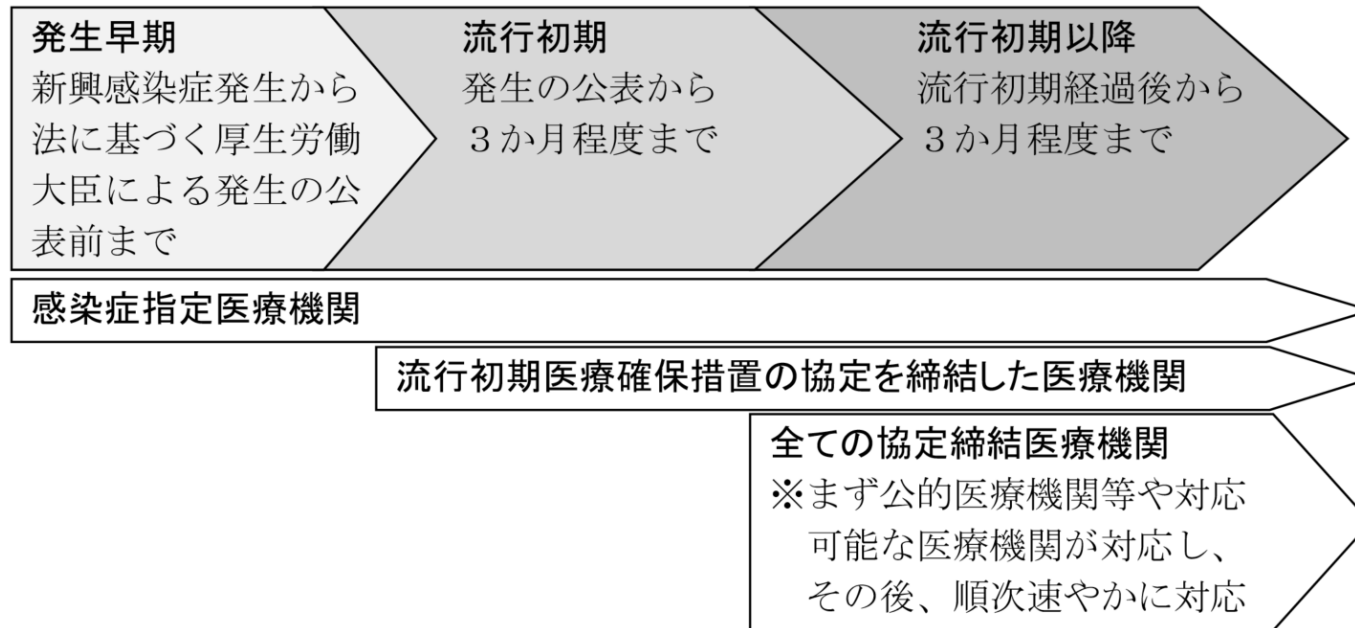
- ・ 新興感染症対策に係る数値目標を定める。

● 第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項①

(1) 基本的な考え方

- ・ 第一種及び第二種感染症指定医療機関、協定締結医療機関等は、機能に応じた役割を果たす。
- ・ 感染症医療と一般医療との両立を図る。
- ・ 新興感染症対応は、新型コロナウイルス感染症対応における医療提供体制を想定し、段階的に行う。

【例：入院・発熱外来】



※発生した新興感染症が、事前の想定とは大きく異なる場合は、国が適切に判断し、対応等を周知する。

● 第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項②

(2) 医療提供体制

- ・ 新興感染症が発生した際に、速やかに医療等が提供できるよう、平時から医療機関、薬局、訪問看護事業所と医療措置協定を締結する。入院及び発熱外来については、流行初期から対応を行う協定も締結する。

【協定内容】

- ① 入院（第一種協定指定医療機関）
- ② 発熱外来（第二種協定指定医療機関）
- ③ 自宅療養者等への医療提供（第二種協定指定医療機関）
- ④ 後方支援
- ⑤ 人材派遣

※協定を締結する機関には、個人防護具の備蓄を求める。

- ・ 協定を締結する際、幅広い医療機関が当該感染症に対応し、重症度に応じた入院の受入れ、外来対応や後方支援等、役割分担が図られるよう医師会等の関係団体と連携して調整する。
- ・ 重症者用病床の確保も行い、特に配慮が必要な患者等への対応を含め、切れ目のない体制の整備に努める。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

- ・ 保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、感染症指定医療機関等地域の中核的な医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体との緊密な連携を図る。
- ・ 県は、新興感染症の発生・まん延期間における医療提供体制を検討するために、福岡県感染症対策連携協議会等を通じ、平時から、関係機関及び関係団体と連携する。

● 福岡県感染症予防計画素案とその他の計画素案との整合

福岡県感染症予防計画(第5版)素案		保健所設置市 感染症予防計画素案 ※資料2-3~2-5	保健医療計画 (新興感染症)素案 ※資料4
総論 第1章	第1 計画の基本的事項	○	
	第2 感染症の予防の推進の基本的な方向	○	
	第3 基本的な方向へ取組を進めるためのそれぞれの役割	○	
各論 第2章	第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	○	
	第2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	○	
	第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項		○
	第4 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	○	
	第5 宿泊療養体制の確保に関する事項		
	第6 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	○	
	第7 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項		
	第8 感染症対策物資等の確保に関する事項		
	第9 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	○	
	第10 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○	
	第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	○	
	第12 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	○	
	第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	○	
	第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国及び地方公共団体連絡体制の確保を含む。)に関する事項	○	
	第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項		
	第16 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項		
① 入院病床数(うち重症者用)		○	
② 発熱外来機関数		○	
③ 自宅療養者等への医療提供機関数		○	
④ 後方支援機関数		○	
⑤ 人材派遣人数		○	
⑥ 個人防護具を十分に備蓄する協定締結医療機関数		○	
⑦-1 検査の実施能力	⑦-2 地方衛生検査所等の検査機器台数	○	
⑧ 宿泊施設確保居室数			
⑨ 研修・訓練回数		○	
⑩-1 感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員	⑩-2 IHEAT要員の研修受講者数(年間)	○	